三　前号イに掲げる事項については、識別しやすい色の文字で表示するものとし、日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字を用いること。

四・五　（略）

4・5　（略）

（フレキシブルディスクの構造）

第十九条　前条のフレキシブルディスクは、日本産業規格Ｘ六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

（フレキシブルディスクへの記録方式）

第二十条　第十八条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、日本工業規格Ｘ六二二四号又は日本産業規格Ｘ六二二五号に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五号に規定する方式

（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）

第二十一条　第十八条のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一・二　（略）

別記様式第四中「日本工業規格」を削る。

（毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正）

第十二条　毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定量方法） **第十二条の五**　令第七条の二に規定する厚生労働省令で定める方法により定量した場合における数値は、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）Ｋ二二五五号（石油製品―ガソリン―鉛分の求め方）により定量した場合における数値を四エチル鉛に換算した数値とする。 （フレキシブルディスクの構造） **第二十五条**　前条第一項のフレキシブルディスクは、日本産業規格Ｘ六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。 （フレキシブルディスクへの記録方式） **第二十六条**　第二十四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、日本産業規格Ｘ六二二五号に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五号に規定する方式 （フレキシブルディスクに貼り付ける書面） **第二十七条**　第二十四条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。 一・二　（略）	（定量方法） **第十二条の五**　令第七条の二に規定する厚生労働省令で定める方法により定量した場合における数値は、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）Ｋ二二六〇号（ガソリン中の鉛アンチノック剤定量試験法（重量法））により定量した場合における数値を四エチル鉛に換算した数値とする。 （フレキシブルディスクの構造） **第二十五条**　前条第一項のフレキシブルディスクは、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）Ｘ六二二三号（昭和六十二年）に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。 （フレキシブルディスクへの記録方式） **第二十六条**　第二十四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、日本工業規格Ｘ六二二四号（平成七年）又は日本工業規格Ｘ六二二五号（平成七年）に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格Ｘ〇六〇五号（平成二年）に規定する方式 （フレキシブルディスクにはり付ける書面） **第二十七条**　第二十四条第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格Ｘ六二二三号（昭和六十二年）に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一・二　（略）